

第 151 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 24 年 2 月 24 日 (金)

開催場所 : 八王子市役所 702 会議室

第 151 回八王子市青少年問題協議会会議録

日時 平成 24 年 2 月 24 日（金）午前 10 時～11 時 30 分

場所 八王子市役所 7 階 702 会議室

出席者	八王子市長	石森 孝志	会長
	八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	河南 聰捷	副会長
	八王子市議会厚生委員会委員長	村松 徹	委員
	八王子地区保護司会代表	大竹 通夫	委員
	都立高等学校校長会代表	五十嵐 和雄	委員
	八王子市内私立高等学校校長代表代理	内藤 良夫	委員（代理出席）
	八王子市立中学校長会代表	清水 和彦	委員
	八王子市公立小学校長会代表	前島 俊寛	委員
	八王子市立中学校 PTA 連合会代表	加地 弘子	委員
	八王子市立小学校 PTA 連合会代表	松葉 由理子	委員
	八王子市地域婦人団体連絡協議会代表	山田 いと子	委員
	八王子市教育委員会教育長代理	榎本 茂保	委員（代理出席）
	八王子警察署長代理	立山 秀樹	委員（代理出席）
	高尾警察署長代理	年岡 榮二	委員（代理出席）
	南大沢警察署長代理	神戸 肇	委員（代理出席）
	東京保護観察所立川支部統括保護観察官	前川 洋	委員
	八王子児童相談所長	外川 達也	委員
	八王子少年鑑別所長	竹田 収	委員
	八王子市生活安全部長	荒木 紀行	委員
	八王子市健康福祉部保健担当部長	中西 好子	委員
	八王子市こども家庭部長	菊谷 文男	委員

出席 21 名

（事務局）

八王子市こども家庭部子どものしあわせ課長	森田 聖二
八王子市こども家庭部児童青少年課長	八木下 輝一
八王子市こども家庭部子どものしあわせ課	市川、佐藤、村野
八王子市こども家庭部児童青少年課	大山、田中

配付資料

第 151 回八王子市青少年問題協議会次第

第 151 回八王子市青少年問題協議会資料

第 151 回八王子市青少年問題協議会座席表

青少年健全育成基本方針平成 24 年度重点目標 市立小・中学校長宛依頼文書（案）

青少年健全育成基本方針平成 24 年度重点目標 青少年対策地区委員会宛依頼文書（案）

青少年健全育成基本方針平成 24 年度重点目標 保護者向けリーフレット（案）

八王子市暴力団排除条例における青少年対策について

青少年の心理相談（パンフレット）

八王子少年鑑別所のしおり

八王子少年鑑別所 鑑別統計ダイジェスト（H23 年）

内容

1 開会

2 委員紹介

3 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針平成 24 年度重点目標について

イ 平成 24 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

ウ 平成 24 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項（案）について

(2) 報告事項

ア 平成 23 年度青少年の携帯電話・インターネット利用に関する取組について

イ 平成 23 年度青少年健全育成事業について

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状と補導状況について

イ 青少年の携帯電話に関する対策実施結果と平成 24 年度の展望について

ウ 八王子市暴力団排除条例における青少年対策について

エ その他

4 閉会

議 事

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針平成 24 年度重点目標について

【事務局説明】

《事務局》

平成 24 年度重点目標案及びスローガン案は以下のとおりとした。

平成 24 年度重点目標（案）

- ・フィルタリングの普及促進継続
- ・家庭でのルール作りを進め、保護者への意識喚起継続

スローガン(案)

「フィルタリングとルールで、携帯電話を正しく使いましょう」

分科会での協議結果により、携帯電話に関する諸問題は未だに多く、「フィルタリングの普及促進」、「家庭でのルール作り」を進めるよう保護者への注意喚起を継続することが重要と決定し、平成 24 年度も携帯電話を正しく使うことを呼びかけることとした。また、実施方法案については以下のとおりとした。

実施方法（案）

- (1) 小中学校長及び青少年対策地区委員会へ協力依頼
- (2) 保護者へのフィルタリング・ルール作りの啓発

まず(1)として、小中学校長及び青少年対策地区委員会へ、「フィルタリング」の普及と「家庭でのルール作り」についての協力依頼をすることとした。

具体的には、分科会における、入学式が保護者全員に周知する良い機会、小学校で情報教育を行っているが携帯電話問題も取り上げるべき、などの意見により小中学校長宛に、別紙重点目標資料 1 の「平成 24 年度重点目標 市立小中学校長宛依頼文書(案)」を、小中学校長に配付し、協力依頼することとした。

また、青少年対策地区委員会として青少年の携帯電話問題を憂慮しており、何らかの活動を実施したいという意見により、青少年対策地区委員会宛に、別紙重点目標資料2の「平成24年度重点目標 青少年対策地区委員会宛依頼文書（案）」を、青少年対策地区委員会に配付し、協力依頼することとした。

次に（2）として、保護者へのフィルタリング・ルール作りの啓発を行うこととした。

分科会での「毎年、地道に資料提供を行うことは大事」「入学説明会は保護者全員に周知する良い機会」という意見により、今年度も別紙重点目標資料3の「平成24年度重点目標リーフレット(案)」を、八王子市内全小・中学校の児童・生徒を通じて保護者に配付し、保護者への周知・啓発を図ることとした。

以上を八王子市青少年健全育成基本方針平成24年度重点目標として提案する。

《会長》

事務局より、八王子市青少年健全育成基本方針平成24年度重点目標について説明があった。このことに関する質問や協議の前に、青少年の携帯電話・インターネットの安全な利用方法や関連する犯罪等について、八王子、高尾、南大沢、三警察署の情報提供を、三署をまとめ八王子警察署よりしていただく。

《八王子警察署長》

まず連絡事項として、3月に警視庁でフィルタリングの特別展を開催する。開催時期は3月24日から27日までの、26日を除いた3日間である。警察博物館5階、イベントホールにおいて開催する。興味のある方はお越しいただきたい。

フィルタリング関連の事案であるが、警察では子どもの福祉を犯す犯罪、福祉犯罪として取締りをしているが、残念ながらこれらの事案が後を絶たないのが現実である。

八王子市内において、携帯電話・インターネット等を利用したことによる被害児童の総数は、昨年は20件であった。その主な事案が、児童買春、東京都の健全育成条例の中にある淫行、インターネット上へのわいせつな書き込みである。これに関係する大人は検挙しているが、フィルタリングが適正になされていれば、防げた事案もあると考えられる。被害児童は中高生の年代がほとんどであるので、フィルタリングは強く推奨していただきたい。

《会長》

それでは、事務局から提案のあった平成24年度重点目標について協議に入る。何か意見、質問はあるか。

【協議・質疑応答】

特になし。

《会長》

それでは、八王子市青少年健全育成基本方針 24 年度重点目標について、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

原案のとおり決定とする。

【決定事項】

八王子市青少年健全育成基本方針平成 24 年度重点目標については、原案のとおり決定した。

イ 平成 24 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

【事務局説明】

《事務局》

打越中学校区の由井東地区から推進区域として活動を実施していきたい旨の申請をいただいた。地区会長からは、メインの事業として、10 月 8 日にオリンパスホールを使用した音楽イベントを開催したいというお話を伺っている。その他、挨拶運動等を年間事業として実施したいということである。

平成 24 年度青少年健全育成推進区域について、「由井東地区」の指定を了承していただきたい。

《会長》

このことについて、何か意見、質問はあるか。

【協議・質疑応答】

特になし。

《会長》

それでは、平成 24 年度八王子市青少年健全育成推進区域について、原案どおり了承してよいか。

《各委員》

意義なし。

《会長》

原案のとおり了承とする。

【決定事項】

平成 24 年度青少年健全育成推進区域については、原案のとおり了承した。

ウ 平成 24 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項について

【事務局説明】

《事務局》

平成 24 年度の八王子市青少年問題協議会分科会において、

- ①八王子市青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標の策定
- ②八王子市青少年健全育成基本方針平成 24 年度重点目標に向けた具体的な取り組み
- ③平成 25 年度の八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
- ④青少年に関する諸課題の報告・情報交換

以上4点を平成24年度八王子市青少年問題協議会分科会における協議事項として提案する。

《会長》

事務局より、平成 24 年度八王子市青少年問題協議会分科会での協議事項案について、提案があったが、このことについて意見、質問はあるか。

《八王子児童相談所長》

来年度も携帯電話の安全な利用を取り上げるというのは、継続して取り組みたいということか。

《事務局》

来年度も継続していきたいと考えている。

《会長》

他に意見、質問はあるか。

【協議・質疑応答】

特になし。

《会長》

平成 24 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項を原案とおりに承してよろしいか。

《各委員》

意義なし。

《会長》

原案のとおり了承とする。

【決定事項】

平成 24 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項については、原案のとおり決定した。

(2) 報告事項

ア 平成 23 年度青少年の携帯電話・インターネット利用に関する取組について

【事務局説明】

《事務局》事務局より、取り組み例の紹介。

- ・ 計 32 の取り組みが行われた。
- ・ 青少年育成指導委員会では、毎年 11 月の「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、重点目標の普及啓発活動及び、携帯電話販売店にフィルタリングの普及について直接働きかけを行った。
- ・ 各地の青少年対策地区委員会では、児童生徒とその保護者、地域を対象に、携帯電話・インターネットの正しい使い方や、フィルタリングの重要性、インターネットの危険性や犯罪事例とその対策についての講演会、研修会を行った。
- ・ 生活安全部暮らしの安全安心課では、インターネット等のトラブルに関する市民相談、消費者相談を通年で受け付けた。また、フィルタリング対策について、ポスターやリーフレット、メール配信サービスを活用し、広く市民に啓発を行った。
- ・ 学校教育部指導課では、小中学校の生活指導主任を対象にし、携帯サイト、インターネットに関わる問題行動及び犯罪被害防止の講義を、警察署の協力により行った。また、平成 24 年の 3 月に市内の小学 6 年生へ冊子の配付を行い、その中でインターネットの使用に関する注意、啓発を行う。

【質疑応答】

なし。

イ 平成 23 年度青少年健全育成事業について

【事務局説明】

《事務局》事務局より、平成 23 年度青少年健全育成事業報告。

・青少年対策地区委員会活動について

地区委員会の活動報告。市内には中学校区を単位とした 37 の地区委員会があり、1 地区あたり 50 名から 80 名の役員が活動を行っている。37 地区では約 2,500 名の役員が活動を行っている。役員の方々は町会の役員、民生児童委員、保護司、先生、児童館の職員等であり、諸活動を行っている。具体的な活動として、

- ①社会環境の浄化を行うための活動
- ②青少年健全育成のための活動
- ③青少年の社会参加・社会貢献活動

を行っている。

①の一例として一斉クリーン活動をしているが、これは年 3 回の活動で、主に中学校の生徒が中心となり、地域の団体と協力して行うものである。参加者は毎年、14,000 人から 15,000 人である。可燃ごみ、不燃ごみと共に看板の撤去を行っているが、性風俗看板は激減している。可燃ごみ、不燃ごみも減少している。

②の活動に関しては、各地区が各々の活動の中で、中学校の先生方と協力しながら、生徒や保護者に携帯電話・インターネットに関する啓発を行っている。これに関しては徐々に浸透してきていると思われる。

また、青少年健全育成推進区域として、平成 23 年度はひよどり山地区と由井西地区が指定されていたが、由井西地区では、学校の先生と連携を取り、各学校にのぼり旗を立て、青少年対策地区委員と先生方が一緒に生徒を出迎えている。

・青少年育成指導員活動について

青少年育成指導員の制度は八王子市の大きな特徴である。青少年対策地区委員会は全都的に組織があるが、その中で直接、様々な活動ができる育成指導員制度を設けているのは八王子市だけである。現在、計 227 名の方、一地区当たり 7 名前後の方が育成指導員として活動している。活動内容としては、

- ①巡回活動・指導助言活動
- ②青少年健全育成キャンペーンの実施
- ③健全育成協力店の指定活動
- ④環境浄化の実態調査

を行っている。

①の巡回活動はパトロールが中心であり、平成 23 年度の 4 月から 12 月末まで、全地区で 4,206 回行っている。町会や敬老会、老人会がパトロールしている地域もあるので、青少年育成指導員はそれよりも遅い時間に活動したり、地域のイベントに合わ

せて活動している。指導助言は、相談対応という形で、4月から12月までで129回行ったという報告をいただいている。

②の青少年育成キャンペーンについては、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせて、八王子駅をメイン会場にして青少年の健全育成を啓発した。育成指導員以外の方にも協力をいただき、約600の方にキャンペーン実施の協力をいただいた。青少年育成団体連絡協議会や八王子保護司会の協力、連携により、いちょう祭りでも啓発活動を行った。また、今年度特徴的なこととして、Dブロックで、高尾山口の駅頭において高尾山の登山客に対しても啓発を行った。用意した啓発グッズが瞬時になくなったので、平成24年度にはまた検討したい。

③の健全育成協力店の指定活動については昨年と比べて、協力店が若干減っている。この原因は主に閉店である。お店の意思で協力店をやめることはほとんどない。夏休み前と冬休み前に、協力店全店に対し健全育成のお願いを、郵送あるいは育成指導員から直接行っている。

④について、これは育成指導員が年間を通してカラオケボックスや不健全図書の自動販売機、ゲームセンター、インターネットカフェ、成人向け雑誌の取り扱いがどうなっているのか、といった実態調査を行っている。カラオケボックスは、平成22年度に比べ1店舗の減少。不健全図書の自動販売機は20台の減少。ゲームセンターの店舗数は変わらなかった。ただし、ゲームの設置台数は増加傾向にあり、平成18年度の2,400台から平成23年度は2,900台へ増加している。インターネットカフェに関しては1店舗の減少。成人向け雑誌・DVDの販売状況に関しては、昨年度に比べ10店舗の減少。これにはお店の閉店が影響している。

《会長》

この報告に関して何か意見、質問はあるか。

《青少対連絡会代表》

青少年対策地区委員会の活動であるクリーン活動について、一つ知っておいていただきたいことがある。楢原地区において、クリーン活動を繰り返すうちにゴミや看板がなくなって、まだ活動を継続するのか、という状況にある。私からは、ゴミに関しては限界のないものだから継続してほしいと伝えているが、情報提供としてお話をさせていただいた。何かの折に、地域を見て一声掛けてあげていただければありがたいと思う。

《厚生委員会委員長》

調査店舗数、調査台数は全市網羅しているのか。

《事務局》

全市を網羅し調査している。なお、調査結果は、東京都治安対策本部や八王子の少年センターへ資料提供している。

《厚生委員会委員長》

南陽台に、完全に囲われた中に成人向けの自動販売機が置いてある場所がある。住宅地の近くにあるのだが、近寄りがたく怖いものである。年齢識別機能の義務付けはできないものなのか。

《事務局》

設置に関しては、東京都の条例の中で許可を得て設置しているものだと考えられる。識別機能や機械の種類、設置責任者の情報は東京都に報告している。

委員の仰った薬科大学の下の自動販売機は今年度調べたらなくなっていた。しかし、堀之内のものは増強されている。ほとんどの人は車で買いにきており、ある程度の需要はあるようである。

《市立中学校長会代表》

本校でクリーン活動を行ったとき、落ち葉の放射能について保護者から心配であるとのお声をいただいた。本校では文部科学省から機器を借り、独自測定していたので、そのデータを提出し安心していただいたが、今後、秋口等落ち葉の時期はその部分の対応も考えていかなければならない。

《事務局》

児童館や学童保育所でのことではあるが、昨年の秋以降、丁寧に清掃し、安心安全の確保に努めている。

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状と補導状況について

【情報提供】高尾警察より報告。

《高尾警察署長》

・昨年度の少年の補導状況について

警視庁では 54,740 件の補導。深夜徘徊が 61.6%、喫煙が 25.9%。

男女別では男性が 40,710 件、女性が 14,030 件。

年齢別では多い方から 16 歳、17 歳、15 歳。

学職別では多い方から高校生、中学生、無職少年。

八王子市の三署では、八王子 1,087 件、高尾 1,089 件、南大沢 831 件である。

22年度より若干、補導件数は減っている。

- ・ 刑法犯、虞犯少年について

刑法犯少年について、警視庁管内で 7,790 件の検挙。八王子市三署で 452 件の検挙。
触法少年について、警視庁管内で 1,779 件、八王子市三署で 85 件。
虞犯少年について、警視庁管内で 343 件、八王子市三署で 14 件の扱い。

- ・ 福祉犯罪について

児童買春が多く 198 件。
出会い系サイトが 141 件。
プロフィールサイト、ゲームサイトを利用しての被害が 89 件である。

【質疑応答】

なし。

イ 青少年の携帯電話に関する対策実施結果と 24 年度の展望について

《青少対地区連絡会代表》

37 ある地区委員会はそれぞれが独立しており、それぞれの予算や補助金で活動している関係上、上からの強制力のようなお願いに対する義務感はない。昨年度までは 6、7 件しか携帯電話への対策が実施されなかった。平成 23 年度については、27 件という数字だが、これも平成 23 年度の 6 月頃の連絡会において、対策をお願いした結果の数字である。平成 24 年 2 月 15 日の連絡会では、前回の失敗を糧にした。新年度の連絡会は 6 月頃から始まるのだが、その時期では学校教育のカリキュラムがすでに組まれてしまい、青少対や育成指導員の行事が組み込めない。前回はそこで失敗してしまった。平成 24 年の 2 月 15 日の連絡会においては、この時期が学校側のカリキュラムの編成時期であるから、この段階で対策を入れていただきたいとお願いしておいた。それが、次年度の結果に出ると思っている。37 の地区委員会においても、積極的な対策をお願いしてある。

城山地区に限定した話では、あらゆる機会を通じて対策をとっており、平成 23 年度においては携帯ネット犯罪予防と健全育成に関する標語の募集を行った。標語について、児童生徒が自分の頭で考えることが有効だと思うので、引き続き実施したいと思っている。

【質疑応答】

なし。

ウ 八王子市暴力団排除条例における青少年対策について

《生活安全部長》

八王子市暴力団排除条例における青少年対策について報告する。

まず、本条例制定に向けての経緯だが、近年暴力団は殺人や強盗等の凶悪犯罪のほか、民事介入暴力や企業対象暴力を始めとする違法不当な活動を繰り返し、なおかつ悪質巧妙、周到な手口で資金獲得の拡大を図っている。こうした動きを阻止するため、国においては暴力団対策法を平成 20 年に改正し、自治体への許認可や公共工事入札への参加を要求する行為を禁止し、暴力団員の暴力的要求行為について対策を強化してきている。この法における青少年施策については、刺青強要禁止について規定している。

東京都においては昨年 10 月に東京都暴力団排除条例を施行した。これが、これまでの警察対暴力団という構図から、社会対暴力団という考え方に立ち、社会全体で暴力団を排除していこうということで、全都道府県において、暴力団排除条例が施行された。この都条例における青少年施策については、教育支援、あるいは事務所への立ち入り禁止に関することが規定されている。

そうした背景の中、本市においても、時期を逸することなく暴力団排除の意思を明確にし、安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展を図るため、市条例を制定した。本市の条例の公布は昨年 12 月 15 日、施行は本年 4 月 1 日である。なお、本市の暴力団の状況については、平成 22 年の数字だが、暴力団事務所が 8 事務所、暴力団員が 234 名、検挙人数は 125 名となっている。八王子市暴力団排除条例における青少年対策については、第 11 条に規定している。青少年の教育等に対する措置として、第一項について対象を中学生としたのは、中学生の年代であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを十分に理解できること、また、中学生の年代は特に、周囲の影響を受けやすいということで、このような規定をした。

八王子市暴力団排除条例における青少年対策は、中学生が暴力団員にならないように教育啓発を行っていくもので、中学生を始め青少年の育成に携わる方への支援である。そして本条例は、都条例と補完し合う関係になっている。今後、4 月 1 日の施行に向け、関係所管と協議を行い、青少年対策に関わる、本条例のみならず全てのことに関し、関係機関と調整をしていきたい。なお、条例施行後においても情報共有をして具体的な対応を図っていきたい。

【質疑応答】

なし。

エ その他

《保健担当部長》

薬物乱用防止活動についてのポスターが完成した。市内の中学生から標語の募集をして印刷したもので、3月中に関係機関に配布するので4月から掲示をお願いしたい。

また、昨日に薬物防止研修会を実施し、青少年対策地区委員会、保護司会、ライオンズクラブ、小中学校の養護教諭、生活指導の先生、学校薬剤師会の方等をお呼びし、約100名の方にご参加いただいた。今回の薬物乱用防止については、脱法ドラッグ、脱法ハーブに焦点を当てて講演会を行った。覚せい剤、大麻等については知識が浸透しているが、脱法ハーブは青少年が気軽に使ってしまうことで、都内でも渋谷で使用中に救急搬送された事例もあり、あらためて知識の普及を図っている。ハーブそのものに薬用成分を含んでいるものもあるが、最近はさらに巧妙であり、化学的に作ったものを混ぜ込んで使わせているものもある。

市内では脱法ハーブの販売店が3件あるということだが、1件は閉店するという情報がある。しかし、それ以外にもインターネット経由で購入している人も多い。改めて関係者一同での知識の共有、また、青少年に使わせないということについて、保健所も尽力するのでご協力をお願いしたい。

《少年鑑別所長》

収容人数については、基本的には減少傾向にある。しかし、人口比で見ると、必ずしも人口当たりの収容割合は減っていない。先ほど脱法ハーブについてのお話があったが、非行のステップを歩む少年は、脱法薬物を使うケースが多い。脱法薬物が少年の間に広がっているという実感を持っている。また少年鑑別所には、少年の鑑別以外にも、地域の方々からの相談を無料で受ける機能もあるのでご活用いただきたい。

《事務局》

市内の販売店へ職員と行ったが、店内は店員が一人で、ショーケースがあり、その横に雑貨を少し売っていた。ショーケースの中にはカラフルな箱がいくつか置いてあり、3グラムで4,000円から6,000円であった。どのように使うのか店員に聞くと、私の口からは言えないと言われた。実際に購入している人もいた。

《八王子市立中学校長会代表》

昨日の研修会は大変有効だった。厚生労働省が脱法ハーブの規制に乗り出すので、規制がかかれば動き出せると思う。

《保健担当部長》

化学式を少し変えるだけで、麻薬類事物を作れてしまう。脱法ハーブが出てきたのはつい最近だが、また手を変えて新しい薬物にしてくる可能性はある。

《児童相談所長》

一昨日から2件程、保護者から娘が脱法ハーブを使っているようなのだがどうしたらよいのか、という相談がきているが、相談の窓口は保健所でよいのか。

《保健担当部長》

保健所か多摩総合精神保健福祉センターになる。これは依存症であり、どこかで断ち切らなければいけないので、保護者と本人が相談にくるのがまず第一歩かと思う。

《八王子市立中学校長会代表》

無料で配られているのが一番の問題。そこから始まってしまう。また、スマートフォンの普及ですぐに購入できてしまう。その対策もゆくゆくはこの協議会で進めていかなければならない。

《児童相談所長》

脱法ハーブの購入にはお金がかかるので買春にもつながる。脱法ハーブだけの問題ではない。本件については少年センターと相談して進めようかと思っている。

《青少対連絡会代表》

保健担当部長には、研修会を開いていただき感謝している。24年度も引き続きお願いしたい。

5 閉会